

(仮称) 富山地方鉄道本線あり方調査事業協議会設置要綱 (案)

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化により公共交通をとりまく環境が厳しさを増している中、富山地方鉄道本線（以下「本線」という。）沿線4市町のそれぞれの実情を踏まえ、本線の必要性や維持の方策等の検討に必要な調査・研究を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、(仮称) 富山地方鉄道本線あり方調査事業協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(調査・研究事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を調査・研究する。

- (1) 沿線利用の実態
- (2) 各自治体のニーズを考慮した運行形態
- (3) 各運行形態のメリット・デメリット、課題
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、富山県、滑川市、魚津市、黒部市、上市町、北陸信越運輸局、富山地方鉄道株式会社の代表が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(事務局)

第5条 協議会の業務を処置するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、調査業務を主に進める黒部市都市創造部に置く。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

3 協議会において必要があると認めるときは、第4条に規定する者以外の者に対して、会議への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、原則として非公開とする。ただし、全ての委員の了承を得られた場合は、この限りではない。

(議事)

第7条 会議の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の賛成をもって決することとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。